

セーフライン運用ガイドラインの主な改定箇所

2015年7月10日

一般社団法人セーフインターネット協会

①遺体や殺害行為の画像等の追加

- ・有害情報の「極めて重大な問題情報として広く認知されている情報」として、新たに「遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等」と「望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等」を追加しました。

(反映箇所：ガイドライン P. 26)

②危険ドラッグ及び指定薬物に関する変更

- ・昨年、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）」が施行されたことに伴い、新たに、違法情報に「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品の広告」を追加しました。

(反映箇所：ガイドライン P. 8、P. 13)

- ・有害情報の「危険ドラッグ（脱法ドラッグや合法ハーブ等と称される薬物）の販売又は譲渡を請負、仲介、誘引する情報」の判断項目について、今まで危険ドラッグを意味する隠語及び効能効果を意味する用語が記載されていることを要件としていたところ、新たに、危険ドラッグを意味する隠語及び「売ります」、「通販します」、「デリバリーを行っています」等の販売又は譲渡を請負、仲介を示唆する表現が記載されていることを要件とすることとしました。

(反映箇所：ガイドライン P. 24～P. 25)

③「リベンジポルノ」画像等に関する変更

- ・昨年、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されたことに伴い、これまで違法情報として、刑法第230条、民法第710条及び第723条（名誉毀損）で対応していた「リベンジポルノ」画像等について、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第2条及び第3条」で対応することとしました。

(反映箇所：ガイドライン P. 9、P. 16)

- ・また、セーフラインに対する通報実態を踏まえ、上記違法情報に該当する疑いが相当程度認められる情報についても対応することを可能とするため、有害情報の「違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報」の項目として、「私事性的画像記録の公表」を追加しました。

(反映箇所：ガイドライン P. 24)

セーフラインが対象とする違法有害情報

違法情報		<ul style="list-style-type: none"> ・猥褻 ・麻薬、覚醒剤、大麻などの薬物 ・指定薬物や未承認医薬品に該当する薬物 ・振込詐欺 ・不正アクセス ・児童のいじめに関する画像等 ・リベンジポルノに関する画像等
有害情報	違法行為を引き起こすおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報 ・セーフラインが対象とする違法情報のうち、違法情報該当性が相当程度認められる情報 ・人を自殺に誘引・勧誘する情報
	極めて重大な問題情報として広く認知されている情報	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグ等の販売・譲渡 ・児童を対象としたいじめ行為の勧誘・誘引情報 ・遺族の感情を著しく傷つける被害者の遺体や殺害行為の画像等★ ・望まず閲覧してしまった人に著しく嫌悪感を抱かせる遺体や殺害行為の画像等★

★：今回追加された対象情報

※各対象情報の詳細につきましてはガイドラインをご覧ください。

<http://www.safe-line.jp/>